

時間外（延長）保育について

1 時間外（延長）保育について

- (1) 時間外（延長）保育は、仕事などの理由でどうしても午後6時までに来られない方で、事前に申請した方が利用できます。自宅での夕食の用意、退社後の買い物やお出かけでの時間外（延長）保育の利用はできません。
- (2) 時間外（延長）保育を希望する方は時間を守ってお迎えをお願いします。
- (3) 仕事が変わって時間外（延長）保育の利用が必要になった場合には園長に声をおかけください。

2 時間外（延長）保育の希望理由について

- (1) 定期（定時の時間が午後6時を超える場合）
就労時間＋通勤時間が午後6時を超える場合、超えた時間が時間外（延長）保育となります。
- (2) 不定期（残業などにより急きょ時間内にお迎えに来られない場合）
 - ア 前もって午後6時までに迎えに来られないことが分かっている場合には、事前に連絡ノートに記載して園の職員に渡してください。
 - イ 当日急に残業などすることになって午後6時までに迎えに来られない場合には、分かった時点で、電話で園に連絡してください。

3 時間外（延長）保育料について

時間外（延長）保育料

時間	時間外（延長）保育料（1人につき）
午後6時から午後6時30分まで	30分につき200円とし、ひと月につき2,000円を上限とします
午後6時から午後7時まで	60分につき400円とし、ひと月につき4,000円を上限とします

※交通機関の遅れ等、交通事情によりお迎えが遅くなった場合であっても、時間外（延長）保育の対象となります。

※現在、育児休暇中などの理由により保育短時間認定を受ける方は午前7時から8時30分までの1時間30分と午後4時30分から午後6時までの1時間30分について別に時間外（延長）保育料（30分につき200円）がかかります（ただし、保育標準時間認定の保育料額を上限とします）。